

使用済み小型家電の回収が始まります

小型家電リサイクル法に伴い、平成26年1月6日より下記の品目を峡南衛生組合のごみ処理場受付で取り扱うことができますようになります。

小型家電のリサイクルにご協力をお願いします。

1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
2	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(家電リサイクル法に掲げるテレビを除く)
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ビー・ディーレコーダーその他の映像用機械器具
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
6	パーソナルコンピュータ
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置
8	プリンターその他の印刷装置
9	ディスプレイその他の表示装置
10	電子書籍端末
11	電動ミシン
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
16	フィルムカメラ
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(家電リサイクル法に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く)
18	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(家電リサイクル法に掲げるエアコンを除く)
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(家電リサイクル法に掲げる洗濯機及び衣類乾燥機を除く)
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
22	電気マッサージ器
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
24	電気芝刈り機その他の園芸用電気機械器具
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具
26	電子時計及び電気時計
27	電子楽器及び電気楽器
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

※個人情報が含まれるものは、あらかじめ消去してください。

※家電リサイクル法の対象品目(テレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機(乾燥機)・エアコン)は回収できません。

※上記の小型家電は、峡南衛生組合へ直接持ち込んでください。(地区の家庭ごみ収集場所では回収できません)

※費用がかからず処分することができます。

※場合によっては取り扱えないことがありますので詳しくは峡南衛生組合に連絡してください。

峡南衛生組合 0556-42-2207